



2010年英国贈収賄法が 日本企業に及ぼす影響

絹川 健一
きぬかわ・けんいち

TMI総合法律事務所/シモンズ・アンド・シモンズ ロンドン
弁護士



第1 はじめに

2010年4月8日、女王の裁可 (Royal assent) を得たことにより、2010年贈収賄法^{注1} (Bribery Act 2010)^{注2}が成立した。毎年5月初旬に行われる英国議会統一総選挙前に英国議会は解散されるが、本法は、その解散直前に下院、上院を通過し、まさに滑り込むようにして成立した。

本法は、英国において事業活動を行っている日系企業に大きな影響を与えるものといわれている。後に詳しく述べることになるが、ポイントを端的に言えば、

- ①世界のどこかで贈賄行為があった場合、企業は、贈賄を防止できなかったことについて会社の刑事責任を問われること。また、広範な管轄を有するので、英国の事業拠点だけでなく、日本の本社も刑事責任が問われる可能性があること (後記第3を参照)
- ②禁止行為の対象が、公務員に対する贈賄に限られず、私人間贈賄も禁止されていること (第4を参照)
- ③企業にとって、唯一の防御手段はAdequate Procedureを実施していたことを企業側で証明することに限られること (第6を参照)

である。

本稿作成時点 (2010年12月末) で、本法は、未施行である。施行が見込まれる2011年4月までに必要な準備を整えるため、現在、英国に事業拠点をもつグ

ローバル企業は、自社のコンプライアンスプログラムについて見直しを進めている。

そもそも贈収賄といえば、どこの国でも禁止される行為である。では、なぜこの時期に、英国はこのような法律をつくったのであろうか。企業に贈賄を防止する責任を負わせるというのは、どのような考え方なのであろうか。英国の贈収賄規制は日本の法制と比較して、どの点に特徴があるのだろうか。日本の親会社にまで累が及ぶことがあるのだろうか。具体的に、企業は、何をしなければならないのだろうか。さまざまな疑問があり得るところである。

本稿では、日本企業にとって関心が高い問題を中心に、本法について基本的な解説をするとともに、本法が、日本企業にどのような影響を与えるのか、企業は具体的に何をすることが求められているのかという点に重点をおいて説明することとしたい。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

注1：Briberyは贈賄と訳されることが多いが、本法は贈賄行為と収賄行為双方をカバーしているので、双方を含む概念として、本稿では、贈収賄法と表記することとした。

注2：正式名称 (Long title of the Act) は “An Act to make provision about offences relating to bribery; and for connected purposes”

第2 英国贈収賄法制定の目的と背景

法案提出時の政府説明書^{注3}によれば、2010年贈収

賄法の目的は、贈収賄について英国内と英国外におけるものをカバーする新たな統一法を創設することにある、としている。すなわち、従来、英国における贈収賄法制では、コモン・ロー上の贈収賄および複数からなる制定法上の贈収賄^{注4}から構成されていた。これを2010年贈収賄法ではまず、第一類型として贈賄行為、第二類型として収賄行為という、2つの一般的な犯罪類型にまとめて規定することとした。これに加え、贈賄行為を防止し得なかった企業の刑事責任を新たに導入することとした。

なお、政府説明書によれば、英国では1995年ころから、贈収賄についての統一制定法をつくる動きが始まり、その後、法律委員会による報告書、贈収賄法の草案などができていくが、見解の一致をみないまま時間が経過していた。英国で贈収賄法制定の動きが加速したのは2007年からであるが、前年の2006年12月に重大詐欺局（SFO：Serious Fraud Office）がBAEシステムズ社のサウジアラビア高官に対する高額の利益供与疑惑について捜査打ち切りを発表したことが大きく取り上げられた。経済協力開発機構（OECD）からも、英国の対応に重大な懸念が示されるに至った^{注5}。今回の贈収賄法には、OECDの外国公務員贈賄防止条約の要請に沿うかたちで外国公務員贈賄禁止規定も明確な独立条項として盛り込まれ、新たに、贈賄を防止し得なかった企業の刑事責任を導入するなどしているが、この時期新法を制定した背景には、国際社会からの批判を避け、英国として内外の腐敗に対し厳格な対応で臨む姿勢を明らかにする目的があった、との見方がある。

注3：House of Lords EXPLANATORY NOTES

注4：Public Bodies Corrupt Act 1889, Prevention of Corruption Act 1906, Prevention of Corruption Act 1916

注5：2008年10月16日付け英国に対するフェーズ2審査報告書（OECD）報告書全文については以下のリンクを参照のこと。<http://www.oecd.org/dataoecd/23/20/41515077.pdf>

第3 会社の刑事責任

(1) 構成要件

本法の目玉ともいべき会社の刑事責任（Corporate Offence）とは何か。まず、ポイントを該当条文から拾い上げてみよう。

会社（C）と関係のある者（A）が、Cの事業のた

めまたはCが有利な取り計らいを受けるために、贈賄行為をした場合、会社（C）は刑事責任を負う（第7条第1項）。

会社にとって唯一の防禦方法は、贈賄防止のための適切なシステムが実施されていたことを証明することである（第7条（2））。

会社の関係者（A）には、従業員、子会社または代理人が含まれる。これは例示列举であり、これらに限定されない（第8条（3））。

会社に対する罰則の法定刑は、a fine（罰金）である（第11条（3））。

会社の刑事責任についての管轄は、英国で設立された会社または英国において事業活動を行う会社（a body which carries on a business in the UK）について、英国当局が管轄をもつ（第7条（5））。また、前提犯罪となる贈賄罪は、世界中のどこで行われるかを問わない（第12条（6））。

英国法上、罰金で単にa fineと規定されているものは、金額無制限の罰金であり、実際の罰金額の決定は裁判官の裁量に委ねられている^{注6}。

注6：Section 32（1）Criminal Law Act 1977

(2) 会社の刑事責任と英国の管轄

日本の会社に置き換えてどこまで管轄が及ぶのかを考えると、次のようなことになる。

たとえば、東京に本社のある会社（X株式会社）が、ロンドンに支店（X株式会社ロンドン支店）を有していたとする。その会社はアジアでもビジネスを展開していた。アジアのB国におけるあるプロジェクトに関連して、X株式会社のB国子会社で雇ったエージェントがその国において賄賂を提供した。この賄賂はX株式会社がB国におけるビジネスを獲得するためになされたものであったが、ロンドン支店のビジネスとは全く関係がなかった。このような場合であっても、日本の親会社には、英国において事業活動を行っていることを根拠にして、贈賄を防止できなかったことにより刑事責任が生じる、換言すれば、英国当局は日本の親会社であるX株式会社に対し刑事責任を追及するための管轄を有する、ということである。

なぜ、そこまで英国当局が出張ってくるのか、疑問をもつ方も多いと思う。この点、現SFO長官は、「英国において事業のプレゼンスを有している非英国会社



は、たとえ贈賄行為が英国事業と無関係であったとしても、今後は英国の管轄に服することになる」ことを明言している^{注7}。

多くの日系企業にとって重大な関心事項になっているのが、どのような場合に、日本の親会社が「英国において事業活動を行っていること」に該当するののかという点である。この点に関しては、本法上、「事業活動を行っていること」についての解釈規定はなく、政府のガイダンスでも現段階で説明はなされていない。したがって、確定的な基準については、今後の運用と判例を待つ必要があるが、筆者の所属しているSimmons & Simmons LLPの内部でこれまで議論を重ねてきた結果を要約すると、以下のとおりである。

まず、日本に親会社があり、英国には日本法人の支店（Branch）や駐在員事務所（Representative Office）がある場合（英国会社法改正により、両者の区別はなくなり、両者まとめてUK Establishmentとよばれている）、日本の親会社と英国の支店等は同一法人であるから、原則として、英国において事業活動を行っている場合に該当することになるであろう。

では、英国に所在するのが、支店等ではなく、子会社（Subsidiary）であった場合にはどうだろうか。子会社は、いうまでもなく、法人格としては親会社から独立している。したがって、英国に所在する子会社自身が英国において事業活動を行うものに該当することは疑いようがないが、子会社が存在することそれ自体で、必然的に日本にある親会社が英国で事業活動を行っているものに該当する、とまではいえないであろう。しかしながら、英国における事業活動の実態や、英国子会社の経営管理の実情等を総合的に考慮して、実質的にみて、英国子会社が親会社に代わって英国において事業活動をしている場合と認められる場合には、親会社自身が英国子会社を通じて英国において事業活動を行っている、とみなされる可能性があると思われる。

具体的には、事業活動の実態という観点からは、たとえば、親会社が日本で製造した製品を英国子会社が英国で販売しているのか、という点は問題となり得る。また、英国子会社の経営管理という観点からは、たとえば、日本の親会社は純然たる持ち株会社であり、子会社の経営には株主としての立場でのみ関与しているにすぎないのか、それとも、日本の親会社から定期的に駐在員を送り込み、主要ポストに据え、重要な案件については、日本の本社とも稟議をしているか、など

といった点が問題となり得る。

一般的にあって、英国において子会社という形式でビジネスの拠点をもつ日系企業の多くは、日本の親会社が実質的に子会社の事業をコントロールしていることが通常であり、親会社自体も、英国で事業活動を行っていることと認定されるリスクは少なくないであろう。

注7： Association of the British Pharmaceutical Industry Legal Day
(04 October 2010)

(3) 唯一の防禦方法としての Adequate Procedureの実施

会社の刑事責任を問われた場合、法律上唯一の防禦方法は、会社内に贈賄防止のための適切な手続きを実施していたことを会社側で立証することに限られる。ここにいう立証の程度は、証拠の優越の程度で足りる。そこで、企業にとっては、何をもってAdequate Procedureが実施されていたといえるのか、が重要となる。この点は、後記に詳述する。

第4 会社の刑事責任の前提犯罪

以上が、会社の刑事責任についての概括的説明であるが、会社が適切な手続きをもって防止すべき行為とは何かを理解するため、会社の刑事責任の前提犯罪を検討しておく必要がある。

英国贈収賄法は、贈収賄の類型として、一般の贈賄罪、一般の収賄罪、外国公務員贈賄罪を規定する。このうち、会社の刑事責任の前提となる犯罪行為は、第1条の一般の贈賄罪と、第6条の外国公務員贈賄罪である（第7条（3）（a））。

(1) 一般の贈賄罪

一般の贈賄罪とは、職務上、不正な行為（improper performance）を誘引することを意図し、もしくはその謝礼として、または、利益の受領自体が職務上不正行為を構成することを認識しながら、利益を供与またはその申し込みをすること、である（第1条）。この考え方自体には、日本の贈賄罪とさほど大差はないものと思われる。

ただし、贈賄の対象となる職務行為（法文上はrelevant function or activity）には注意を要する。す

なわち、職務行為には、公務は当然含まれるが、それ以外にも、事業に関するすべての活動、雇用の過程で遂行されるすべての活動、法人その他の団体のために遂行されるすべての活動を意味する（第3条）。したがって、賄賂の供与の相手方は、公務員に限られず、私人であっても贈賄の対象となる（私人間贈賄の禁止）。

この私人に対する贈賄という概念は日本人には、親しみが薄い、たとえば、典型的には、贈賄側が銀行から不正融資を受けるために、銀行の担当役員個人に対し、利益を供与するような場合が比較的わかりやすいと思われる（この場合、日本でも、銀行の役員を特別背任罪に問う余地がある）。こうした行為は、本法施行以前から、英国法上、贈収賄として規制されてきた。

(2) 外国公務員贈賄罪

次に、外国公務員贈賄罪について述べる。前記のとおり、この条文は、OECDの外国公務員贈賄防止条約の要請に沿うかたちで、独立して外国公務員贈賄禁止規定として明記されたものである。構成要件は、

外国の公務員に対し、金銭上その他一切の利益を供与、申し込み、または約束をする

という客観的要件に加え、主観的要件として、

- ①外国公務員に影響を与える意図
- ②事業を獲得または維持する意図
- ③有利な取り計らいを受ける意図

のいずれかを満たすことが必要である。一般の贈賄罪と異なり、不正な行為を誘引する意図は必要ではない。そのため、規制対象となる行為はきわめて広範となり、たとえば、いわゆるCorporate hospitalityといわれる接遇については、通常の場合、①②③のいずれかの意図が認められるであろうから、形式上、犯罪を構成してしまうことになる。

この点、英国の経済界からも、「不正 (improperly)」という主観的要素を要件として入れるべきであると法案段階から強い批判があった。2010年9月に英法務省から示されたガイダンス案によると、合理的で相応 (reasonable and proportionate) な接遇・支出については、外国公務員に影響を与えるような利益自体に当たらない場合もあり得ると述べ、政府も一定の理解を示しつつあるといえる。ただし、何をもって、合理的で相応とするかは個別の企業において基準を設けるべきであるとする^{注8}。

注8：ガイダンスの案で例示しているのは、企業が自社製品の販売促進のために外国政府関係者を招聘して工場を視察させる場合の旅費・宿泊費をあげ、この場合に通常の旅費と宿泊のアレンジをすることと、ビジネスの目的とは無関係に五つ星の豪華ホテルに宿泊させることとは意味合いが異なる、とする。

(3) 罰則

一般の贈収賄も、外国公務員贈賄罪も、法定刑は共通である。

個人が罪に問われると、略式裁判 (summary conviction) の場合には、12月以下の禁固^{注9}、制定法の上限以下の罰金^{注10}、またはその併科である。正式裁判 (conviction on indictment) の場合には、10年以下の禁固、金額無制限の罰金またはその併科である。

個人以外の者 (法人等) が起訴された場合には、略式裁判の場合には制定法の上限以下の罰金、正式裁判の場合には金額無制限の罰金である。

また、上記のとおり、第7条に基づき、贈賄を防止し得なかった会社の刑事責任を問われた場合には、正式裁判のみであり、金額の上限のない罰金である。

外国公務員贈賄罪の法定刑について日英米で比較すると、英国が最も重いといえる^{注11}。また、英国の刑事手続き上、公訴時効の概念は存在しない。

なお、純粋な罰則ではないが、贈収賄法に関連して問題となるのが、EU域内の官公庁発注契約の指名停止措置である。EU指令上、贈収賄罪で有罪判決を受けた者は、EU域内の官公庁契約から指名停止とすることが求められており、各加盟国も国内法により担保している。英国については無期限に指名停止となる。この点、贈収賄法のうち、会社の刑事責任については、世界中の贈賄行為について、贈賄を防ぐことができなかったことを根拠に刑事責任を負わせる構造になっていることから、これを根拠に有罪となったために、EU域内官公庁契約から排除するのは酷であるとして、英国産業界から批判が出ている。

注9：英国では、懲役刑はすでに廃止されており (Penal servitude Act 1891)、体刑は禁固刑に限られる。

注10：制定法の上限以下の罰金とは、1982年刑事裁判法第37条10に基づく罰金基準表 (the standard scale) により明示されている金額の最高金額を上限とするという意味であり、現在の上限額は5000ポンドである。

注11：外国公務員に対する贈賄について、法定刑の内容を比較すると、英国の上限は、禁固10年、金額無制限の罰金である (贈賄の対象は公務員に限られないことは記述のとおりである)。一方、米国は禁固5年、企業は200万ドル以下、個人は10万ドル以下であり、日本は、5年以下、企業は3億円以下、個人は500万円以下である。



第5 近年の執行状況

ここ数年、英国当局の対応は大きく変化した。すなわち、BAEシステムズ社への捜査中止問題が大きな問題となった2006年末までは、英国外における贈収賄事件についての摘発実績は皆無であった。それもあって、OECDからも、英国内でも強い批判にさらされてきた。ところが、2008年以降、急激に摘発件数を増やし、現在では、国際的にみても、外国での贈収賄問題に積極的に取り組む国（active enforcement）として認知されるに至っている^{注12}。

注12：Transparency International press release 28 July 2010. ちなみに、active enforcement countriesとして認知されている国は、英国のほか、デンマーク、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スイス、米国。

第6 贈収賄防止のための適切な手続き

会社の刑事責任に対する唯一の防禦方法は、贈収賄防止のための適切な手続きを実施していたことである。これを会社側が将来当局に対して証明できる状態にしておく視点が重要である。2010年9月14日、適切な手続きの内容に関するガイダンスの案が諮問手続きの一環として公表された。ガイダンスの最終案は2011年の1月末までに公表されることとなっているが、諮問手続きの期間が短いことから、ガイダンス案から大きく変更されるとは考えにくい。ガイダンス案は、すべての業種、あらゆる規模の会社に対して広く適用できなければならないとの認識に立っているため、大括りのものとなっており、以下の6つの原則、すなわち、①リスクの査定、②トップの関与、③デューディリジェンス、④明確、実践的で利用しやすいポリシーと手続き、⑤効果的な実施、⑥監視・見直し、を基本にしている。ガイダンスでは、この6原則について、「（この原則は）成果重視、かつ柔軟である。このことにより、企業はポリシーと手続きを自社の性質、規模、事業の複雑さに応じた独自のものにすることができる」と説明している。したがって、各企業は、それぞれ、独自のポリシー・手続きを実施することが求められているといえよう。

第7 日本企業に求められるアクションプラン

以下に述べる事項は、アクションプランとして考えられる代表的なものをあげている。具体的な段取りは、企業の特성에応じて、個別に検討していく必要があるが、おおむね、次の（1）、（2）は最初に行っておくべきであろう。

（1）自社に対する適用可能性と適用範囲の確認

遠い英国で施行される法律に、なぜ、日本の企業が対応しなければならないか。その答えは、第3の会社の刑事責任の項で述べたとおりである。まず、日本企業として検討すべきは、自社が、英国贈収賄法の適用対象となるのか、なるとすればどの範囲であるか、という点である。特に、英国において何らかの事業拠点がある会社については、自社の組織、事業内容等実情を踏まえて、慎重な検討をしておくことが必要であろう。これはいわば入り口の議論である。仮に、英国において何らかの事業拠点があるにもかかわらず、この入り口の議論だけで、自社は適用範囲外であると結論づけ、以降、特段の対策をとらないのであれば、将来、万が一、英国当局から責任を追及される事態が生じた場合に備え、専門家の意見を徴し、その結論を合理的に裏づけておくことが必要であろう。

潜在的に適用対象となるのであれば、以下のような作業を進めることが考えられよう。なお、ガイダンス案できわめて明確にされているのは、正式な贈収賄防止ポリシーを備えているだけではだめであり、そうしたポリシーを実施していることが示されない限り、意味がないということである。適切な手続きの実施の証明は、後で問題になってから遡及して繕うことはできない性質のものである。今後、贈収賄防止に関して会社にとっていくすべての手続きを、各段階で、しっかりと記録し証拠に残しておくことが肝要であろう。

次に述べるトップの関与を適切に得るためにも、自社が適用対象になるのかどうかをまず確定しておくことが実践的アプローチであろう。

（2）トップレベルの関与

会社のトップレベルをこの問題に正面から関与させるために、この法律の内容と問題点について、トップ

に報告すること。そのうえで、可能な限り上位の職員（できれば役員クラス）を組織全体にわたって贈収賄防止対策の責任者として指名すること。あらゆる機会をとらえて、トップから、社を挙げて、贈収賄防止に取り組むという強いメッセージを発信することも必要である。

(3) リスクアセスメント

事業のうちどのエリアが贈収賄のリスクに最もさらされているのか、リスクがどのようなかたちで顕在化するのか、トップレベルのリーダーシップにより、リスクの査定をすること。現地の管理部門からの情報が必要であり、リスク査定ファクターには以下のものが含まれる。

- ・会社の活動の性質
- ・活動する業界と国
- ・会社のために役務を提供する人（販売業者、供給業者、代理人、ジョイントベンチャーの相手方）
- ・公務員との関係
- ・許認可への依存

政府は、リスク査定に当たり、外部の専門家を活用することが適切であるか否かを考慮すべきであると指摘している。リスクを適正に査定することは、その後の具体的なアクションに影響してくるので、外部の専門家を活用してその客観性を裏づけるという趣旨である。これは義務ではないが、社内でリスク査定を行った経験がなく、その技術がない場合や、自社内でのリスク査定自体が困難な事情がある場合には、外部の専門家の活用を考慮すべきであろう。

(4) 社内ポリシーの見直し

特定されたリスクに応じた贈収賄防止のための正式なポリシーと手続きの策定。これには、たとえば以下のものが含まれる。

- ・会社全体をカバーするコンプライアンス宣言
- ・贈収賄防止措置の実行についての明確な責任
- ・贈収賄防止ポリシーと実務例を盛り込んだガイダンスの策定

(5) 社内ポリシーの伝達

- ・贈収賄の特定方法と対処方法についての職員のトレー

ニング

研修については、受講者が理解できるように、自社の事業内容に即した具体例を盛り込みながら、実践的に行う必要がある。また、受講者が理解できたかどうかについてチェックすることも必要である。研修の方法については、オンラインによることもできるので、合理化の工夫は可能である。ただし、高いリスクにさらされている関係者に対しては、やはり、質疑応答を含めた対面方式で行うほうが効果的であると思われる。

(6) 高リスクの関係者に対するデューディリジェンス

取引関係に入る前に、リスクに応じて、すべての関係者の性質を十分に把握しておくことが重要であり、デューディリジェンスもその観点から実施できるよう、会社の体制を整えておくべきであろう。この点、会社のコントロールの及ばない外部の者に対するデューディリジェンスが、どの範囲まで求められるのかは、実務上困難な問題として残るが、さまざまな角度から工夫する余地もあるところである。

(7) 契約条項の見直し

以下の条項を盛り込むことを検討すべきであろう。

- ・贈収賄の禁止条項
- ・疑義が生じた場合の契約の一時停止権
- ・相手方から情報の提供を受ける権利（アクセス権）
- ・解除権

(8) 継続的な見直し

会社は、贈収賄防止のための適切な手続きが実施されているかについて、継続的な見直しを行い、必要に応じて改善していくことが求められる。

※筆者略歴：1991年司法試験、92年京大法卒。弁護士。シモンズ・アンド・シモンズのホワイトカラー犯罪グループ、欧州独禁法グループに所属。前在英国日本大使館リーガルアタッシェ、法務省刑事局検事として、英国SFOと連携しながら国際捜査共助、外国公務員贈収賄問題に深く関与。G8刑事法専門家会合（CLAS）元日本代表。現在、英国、日本双方でクロスボーダー案件に対して広くアドバイス。日本ではTMI総合法律事務所所属。

